

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 指定訪問介護事業者の指定について
- 介護保険制度下での居宅サービス及び指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の対価に係る医療費控除の取扱いに関するQ & A
- 介護療養型医療施設の申請・指定状況調査の結果について

（合計 本紙含め9枚）

vol. 100

平成13年1月29日

厚生労働省老健局介護保険課

* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしく願いいたします。

指定訪問介護事業者の指定について

- いわゆる介護タクシーに係る指定訪問介護事業としての取扱いについては、各種報道において取り上げられたり、照会をいただくことも多いが、本年1月19日の全国厚生労働関係部局長会議にてご説明したとおり、10カ所の都道府県に実態把握を行っていただいたところ。

〔別添〕全国厚生労働関係部局長会議資料（抄）

- 今後、この実態把握の結果を踏まえて、早急に対処方針を検討の上お示ししたいと考えているが、それまでの間において指定訪問介護事業者の指定の相談等があった際には、かかる状況にかんがみ、慎重な対応をお願いする。

（厚生労働省老健局振興課）

【別 添】

エ いわゆる介護タクシーの取扱い

介護保険制度において、訪問介護の指定を受けたタクシー会社が、通院介助等を行った場合には、

- ・ 自宅の部屋からタクシーまでの間、と
 - ・ 目的地（病院等）到着後タクシー降車から院内等への付添い
- までは、介護保険の給付対象（身体介護中心型）となるが、
- ・ 自宅から目的地（病院等）までの運送中

は、運転に専念することになり、また、運転は訪問介護に該当しないため、介護保険の給付対象とならない取扱いをしているところである。

介護保険制度上、移送は介護保険の給付対象となっていないので、運転中を介護報酬の対象とすることはできない。他方、運転中の運賃をとるかどうかは道路運送法の問題であるが、厚生労働省としては、介護タクシーには、

- ① 介護タクシーによって提供されるサービスは、タクシーへの乗降の手伝いにとどまらず、それのみを切り離して、介護サービスとして独立に評価し得るようなものかどうか、
- ② 訪問介護は、入浴、排せつ、食事など様々な日常生活上の世話を提供することを前提としているにもかかわらず、もっぱらタクシーの乗降時の移動介助に事実上特化しているとみられ、訪問介護事業の在り方として適切といえるのか、
- ③ また、ほとんど乗降時の移動介助しか行われていない場合の単価としては、介護報酬の水準が高すぎるのではないか、

などといった問題があると考えている。

このような問題意識から、10カ所の都道府県において、介護保険の指定を受けたタクシー会社による介護サービス提供の実態把握を行っていただいたところであるが、今後、この実態把握の結果を踏まえて必要な対応を検討した上で、対処方針をお示ししたいと考えているので、ご留意願いたい。

介護保険制度下での居宅サービス及び指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の対価に係る医療費控除の取扱いに関するQ & A

老健局振興課
計画課

介護保険制度下での居宅サービス及び指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に係る利用料領収証について、平成12年6月12日付事務連絡で様式例が示されているが、この様式例通りの領収証でなければ、確定申告の際に医療費控除の対象にならないのか。

(答)

- 1 平成12年6月12日付事務連絡の様式例によらない領収証であっても、介護保険法の規定に基づく所定の記載事項に加えて、居宅サービスの場合は「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」と「医療費控除の対象となる金額」、指定介護老人福祉施設の場合は「指定介護老人福祉施設事業者名」と「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。
- 2 なお、既に発行した領収証がある場合など、1に示した項目が領収証に記載できないときは、領収証のほかに、利用者が確定申告書に添付又は確定申告の際に提示する書類として、居宅サービスの場合は「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」及び「医療費控除の対象となる金額」、指定介護老人福祉施設の場合は「指定介護老人福祉施設事業者名」と「医療費控除の対象となる金額」を記載した書面を交付してください。

1/2

- 平成12年6月12日付事務連絡中の老発第509号（介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（照会））より抜粋

4 領収証

法第41条第8項（第53条第4項において準用する場合を含む。）及び規則第65条（第85条において準用する場合を含む。）に規定する領収証に、3の対象費用の額を記載する。（別紙様式例参照）

なお、既に発行した領収証がある場合や介護保険施行後、当面この様式例に依り難い場合においては、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスを提供する事業者は、領収証のほかに、利用者が医療費控除を受ける場合の、確定申告書に添付又は確定申告の際に提示する書類として、居宅サービス計画を作成した事業者名及び医療費控除の対象となる金額を記載した書面を交付する。

2/2

(様式例)

居宅サービス利用料領収証

(平成 年 月 分)

利用者氏名				
費用負担者氏名		続柄		
事業所名及び住所等		(住所: 印)		
居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者名				
NO	サービス内容/種類	単価	回数	利用者負担額(保険対象分)
①				円
②				円
③				円
④				円
⑤				円
NO	その他費用(保険給付対象外のサービス)	単価	回数	利用者負担額
①				円
②				円
③				円
領収額		円	領収年月日 平成 年 月 日	
うち医療費控除の対象となる金額		円		

(注)

- 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」と「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。
なお、利用者自ら居宅サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合には、居宅サービス事業者は、居宅介護支援事業者名の代わりに当該市町村名を記入してください。
- サービス利用料が区分支給限度基準額又は種類支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用(保険給付対象外サービス)」欄に記載してください。
- 訪問介護事業者にあつては、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担額(保険対象分)のうち家事援助中心型に係る訪問介護以外のサービスに係る利用者負担額(保険対象分)の合計額を記載してください。
- この領収証を発行する居宅サービス事業者が訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護を提供している場合には、これらのサービスに係る利用料についても併せて記入してください。
- 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

事務連絡

平成13年1月29日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

介護療養型医療施設の申請・指定状況調査の結果について

標記については、平成12年11月1日付け厚生省老人保健福祉局振興課事務連絡により各都道府県の平成12年11月1日現在の申請・指定状況の報告をいただいたところですが、結果について別添のとおり情報提供いたします。

なお、全国の様子は以下のとおりです。

【全国の様子】

(12.11.1)

	病床総数	H12支援計 画病床数	申請受付数		指定病床数
			病床総数	申請病床数	
療養型病床群(病院)	255,460		181,438	91,808	89,568
療養型病床群(診療所)	24,440		14,172	8,995	8,806
介護力強化病床	53,637		30,934	16,836	15,503
老人性痴呆疾患療養病床	11,997		7,254	4,083	3,779
全国合計	345,534		178,626	233,798	121,722

介護療養型医療施設の申請・指定状況調 (平成12年11月1日現在)

都道府県	申請状況		指定状況		申請・指定状況		申請・指定状況		申請・指定状況		申請・指定状況		申請・指定状況		申請・指定状況		申請・指定状況	
	申請件数	申請額	指定件数	指定額	申請件数	申請額	指定件数	指定額	申請件数	申請額	指定件数	指定額	申請件数	申請額	指定件数	指定額	申請件数	申請額
北海道	1,412	1,151	43	37	43	37	43	37	43	37	43	37	43	37	43	37	43	37
青森県	4,011	3,782	111	101	111	101	111	101	111	101	111	101	111	101	111	101	111	101
岩手県	1,419	1,322	505	471	505	471	505	471	505	471	505	471	505	471	505	471	505	471
宮城県	1,174	1,162	1,024	1,011	1,024	1,011	1,024	1,011	1,024	1,011	1,024	1,011	1,024	1,011	1,024	1,011	1,024	1,011
秋田県	4,308	4,134	481	451	481	451	481	451	481	451	481	451	481	451	481	451	481	451
山形県	2,372	2,118	279	251	279	251	279	251	279	251	279	251	279	251	279	251	279	251
福島県	6,911	6,491	1,021	951	1,021	951	1,021	951	1,021	951	1,021	951	1,021	951	1,021	951	1,021	951
茨城県	7,229	7,171	60	51	60	51	60	51	60	51	60	51	60	51	60	51	60	51
栃木県	11,881	11,541	1,101	1,051	1,101	1,051	1,101	1,051	1,101	1,051	1,101	1,051	1,101	1,051	1,101	1,051	1,101	1,051
群馬県	3,411	3,211	111	101	111	101	111	101	111	101	111	101	111	101	111	101	111	101
埼玉県	2,111	2,011	111	101	111	101	111	101	111	101	111	101	111	101	111	101	111	101
千葉県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
東京都	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
神奈川県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
新潟県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
富山県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
石川県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
福井県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
山梨県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
長野県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
岐阜県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
静岡県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
愛知県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
三重県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
滋賀県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
京都府	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
大阪府	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
兵庫県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
奈良県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
和歌山県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
徳島県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
香川県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
愛媛県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
高知県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
福岡県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
佐賀県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
熊本県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
大分県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
宮崎県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
鹿児島県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
沖縄県	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051
合計	11,111	10,811	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051	1,111	1,051

表1 介護療養型医療施設の申請・指定状況調 (平成12年11月1日現在)

注1 介護療養型医療施設とは、介護療養型医療施設法第2条第1項に規定する施設を指す。

注2 介護療養型医療施設とは、介護療養型医療施設法第2条第1項に規定する施設を指す。

注3 介護療養型医療施設とは、介護療養型医療施設法第2条第1項に規定する施設を指す。

注4 介護療養型医療施設とは、介護療養型医療施設法第2条第1項に規定する施設を指す。

注5 介護療養型医療施設とは、介護療養型医療施設法第2条第1項に規定する施設を指す。